2　WRC-19に間に合うように、宇宙気象センサーのための適切な無線業務の指定を決定すること。

3　WRC-23に間に合うように、既存業務に新たな制約を課すことなく講じることができる規制上の保護を決定することを目的に、宇宙気象センサーに使用される周波数帯で運用される既存システムのために必要な共用研究を行うこと。

以下を主管庁に要請し、

ITU-R研究に積極的に参加し、寄与文書を提出することにより、関係システムの技術的及び運用上の特性を提供すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する世界気象機関（WMO）その他の関係国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第658（WRC-15）　第一地域のアマチュア業務への50-54 MHzの周波数帯の分配

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　国際的な運用性を実現するためには、完全又は部分的に調和のとれた無線通信業務のための世界的な周波数帯であることが望ましいこと。

b)　いかなる業務への周波数帯の追加の分配可能性の検討の際にも、共用条件を明確にしなければならないこと。

以下に留意し、

a)　50-54 MHzの周波数帯が、第二地域及び第三地域でアマチュア業務に一次的基礎で分配されていること。

b)　無線通信規則の第5.169号が、第一地域の相当数の国々でアマチュア業務に一次的基礎での代替分配を定めていること。

c)　第5.162A号が、相当数の国々で、決議第217（WRC-97）に従い、ウィンドプロファイラレーダーの運用に限り、無線標定業務に二次的基礎で追加の分配を定めていること。

d)　第一地域では、47-68MHzの周波数帯が放送業務に一次的基礎で分配されていること。また、この帯域又はその一部は、相当数の第一地域の国々で移動業務に一次的基礎で分配されていること。

e)　第5.167号及びこの周波数帯の他の関連する脚注が、固定、移動及び放送業務への一次的基礎での代替及び追加分配を定めていること。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

以下の研究結果を検討し、スペクトル分配を含む適切な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請する。

1　第一地域におけるアマチュア業務のためのスペクトルの需要を、50-54MHzの周波数帯の中で検討すること。

2　上記の研究結果を考慮し、アマチュア業務と移動、固定、無線標定及び放送業務との間の共用を、これらの業務の保護を確保するために研究すること。

追　　決議第659（WRC-15）　短期間任務の非静止衛星からの要求を宇宙運用業務に盛り込むための研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　本決議における「短期間任務」とは、原則的には３年を超えない限定的な有効期間を持つ任務を指すこと。

b)　このような衛星の例はITU-R報告SA.2312に記載があり、そこでは技術的特性が提供されていること。

c)　ITU-R報告SA.2348が、宇宙通信網を通告する際のこれらの衛星に現在適用可能な現行の慣行及び手続の概要を提供していること。

d)　これらの衛星の数が増加していることから、宇宙運用業務への適切な分配に対する要求が増大する可能性があること。

e)　いかなる衛星による無線周波数の運用も他のシステム及び業務へ有害な混信を与えないことを確保することが重要であること。

f)　1GHz以下の周波数帯は、多様な地上及び宇宙のアプリケーションに使用されていること。また、これらの帯域の一部は密度濃く使用されており、これらの周波数帯での宇宙運用業務への新規の分配は既存業務へ不当な制約を与えてはならないこと。

g)　一部の非アマチュア衛星が、アマチュア衛星業務に分配されている144-146 MHz及び435-438 MHzの周波数帯のテレメトリ、追跡及びコマンド用の周波数を使用していること。また、このような使用は第1.56号及び第1.57号には従わないこと。

h)　第1.23号に従い、衛星のテレメトリ、追跡及びコマンド機能は、通常、宇宙局が運用している業務の中で提供されること。

i)　ITU-R報告SA.2312に記したように、これらの衛星は、低搭載電力及び低アンテナ利得という点から制約されていること。

j)　1GHz以下の周波数帯でテレメトリ、追跡及びコマンド用にこれらの衛星が使用する帯域幅は、ITU-R報告SA.2312で記したように一般的に0.1MHz又はそれ以下であること。

以下を更に考慮し、

a)　これらの衛星は、宇宙への新規参入者にとって軌道資源（スペクトル及び軌道）を利用するための入手可能な手段を提供する可能性があること。

b)　これらの衛星の重量と大きさは、宇宙参入国が成功を収めるに至った主要な貢献要素の一部であったこと。

c)　スペースデブリの管理のためには、衛星の信頼性の高い制御及び追跡が重要であること。

以下を認識し、

a)　第9.21号が適用される宇宙運用業務への1GHz以下の現在の分配は、考慮事項a）及びb）で述べた衛星には適していないこと。

b)　1GHz以下で宇宙運用業務に既に分配された他の帯域があり、これには第9.21号は適用されないこと。

c)　第5.266号、第 5.267号及び決議第205（WRC-15、改）に記載のある規定

以下をWRC-19に要請することを決議し、

下記ITU-R要請事項に示した研究の結果がまとまり、ITU-R研究委員会により承認されることを条件として、ITU-R研究の結果を検討し必要な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

1　第1.23号を考慮し、数が増大しつつある短期間任務の非GSO衛星のための宇宙運用業務におけるテレメトリ、追跡及びコマンドのためのスペクトル要求を研究すること。

2　認識事項a）及び現在の使用状況を考慮し、1GHz以下の周波数範囲における宇宙運用業務への既存の分配の妥当性を評価すること。

3　ITU-R要請事項１及び２に基づく宇宙運用業務への現行の分配の研究が要求を満足できないという結果を示した場合にあっては、150.05-174 MHz及び400.15-420 MHzの周波数範囲で宇宙運用業務への新規分配又は現行の分配の格上げの可能性を検討するため、帯域内及び隣